

地方財政関係資料



総務省

平成26年5月14日
総務省自治財政局

目次

1. 地方財政の現状	1
2. 地方の歳出について	1 1
3. 地方の歳入について	2 4

1. 地方財政の現状

平成26年度地方財政収支

(単位:兆円)

※()内は平成25年度当初の数値

→ 地域経済基盤強化・雇用等対策費 1.2(1.5)

歳出 83.4兆円 (81.9兆円)	給与関係経費	一般行政経費	投資的経費	公債費	その他
	20.3 (19.7)	33.2 (31.8)	11.0 (10.7)	13.1 (13.1)	4.5 (5.1)

国・地方で折半

歳入 83.4兆円 (81.9兆円)	国庫支出金	地方債等	地方税・地方譲与税等	臨時財政 対策債 元利分	地方交付税	臨時財政 対策加算
	12.4 (11.9)	10.6 (10.3)	37.9 (36.5)	3.0 (2.6)	16.9(17.1) [法定率分等 13.6(12.5)] [別枠加算 0.6(1.0)]	2.6 (3.6)

臨時財政
対策債
折半分
2.6
(3.6)

②⑥地方一般財源総額 60.4兆円(②⑤59.8兆円)

中期財政計画（抄）

平成25年8月8日 閣議了解

Ⅲ. 平成27年度（2015年度）の目標達成に向けて

1 基本的な取組

当面、平成27年度（2015年度）の目標達成に向けて、平成26年度（2014年度）及び平成27年度（2015年度）の国・地方を合わせた基礎的財政収支の改善に注力する。

平成27年度（2015年度）の目標達成のためには、民需主導の持続的成長が実現した経済の姿の下で、国・地方を合わせた基礎的財政収支を平成25年度（2013年度）から17兆円程度改善する必要がある。

（中略）

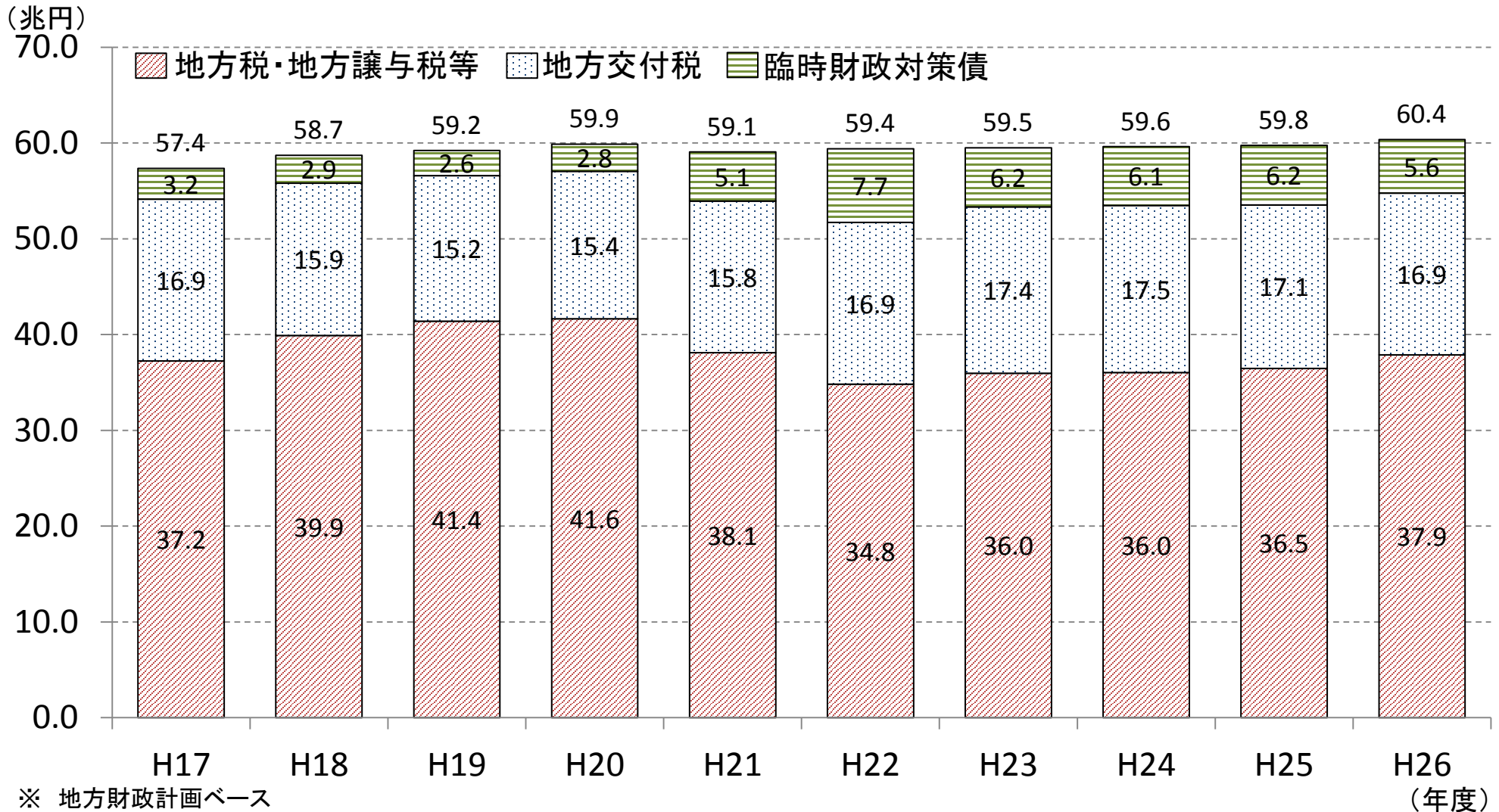
地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

2 歳出面・歳入面の取組

- 地方財政については、経済再生に合わせ、歳出特別枠等のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある、歳入面・歳出面における改革を進めるほか、頑張る地方に対する支援を進める。

地方一般財源総額

○ 地方の一般財源総額については、近年は横ばいで推移。

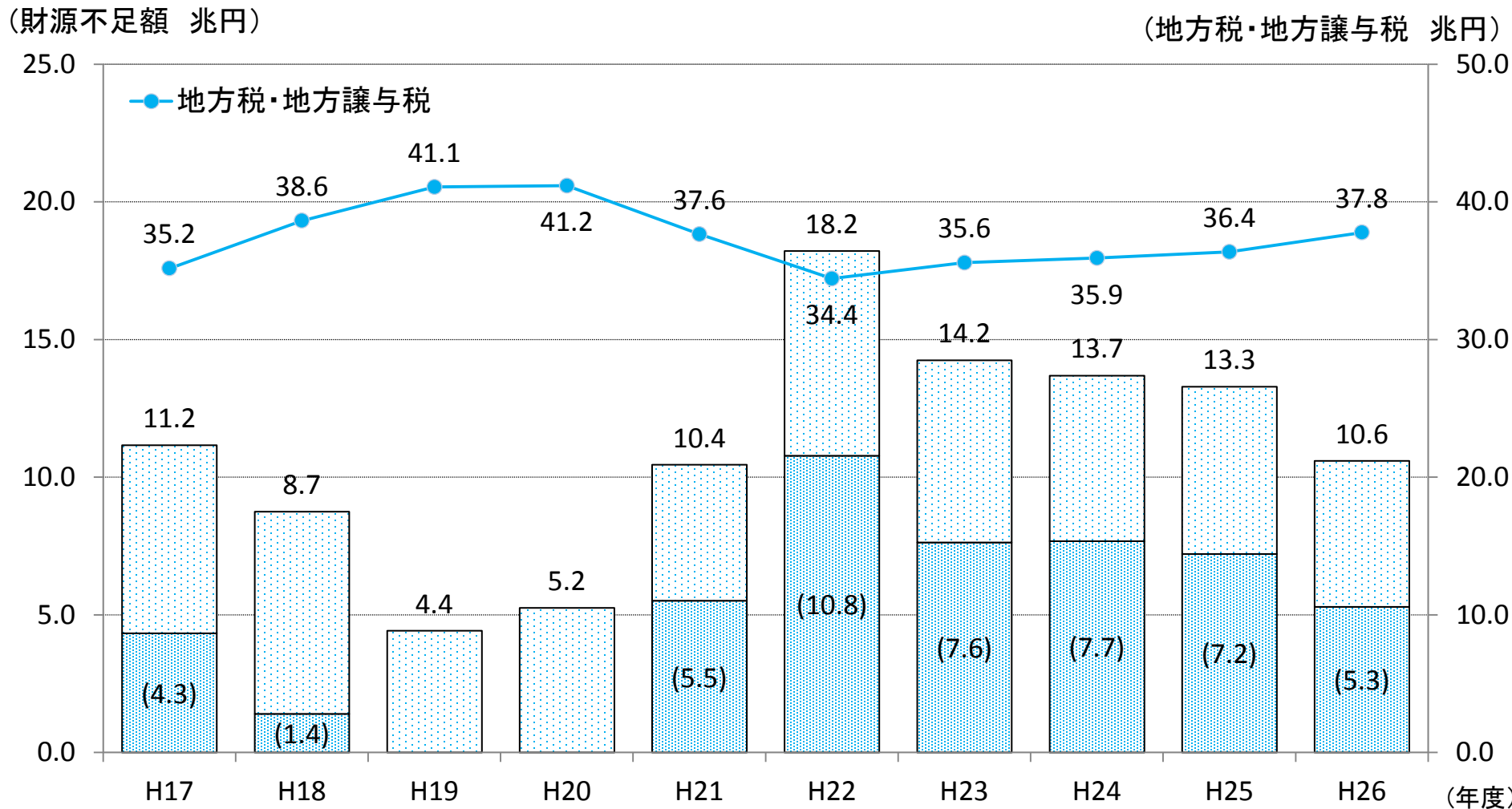


※ 地方財政計画ベース

※ 三位一体改革において、平成18年度に、国税から地方税へ約3兆円の税源移譲が行われた

地方の財源不足額と地方税収

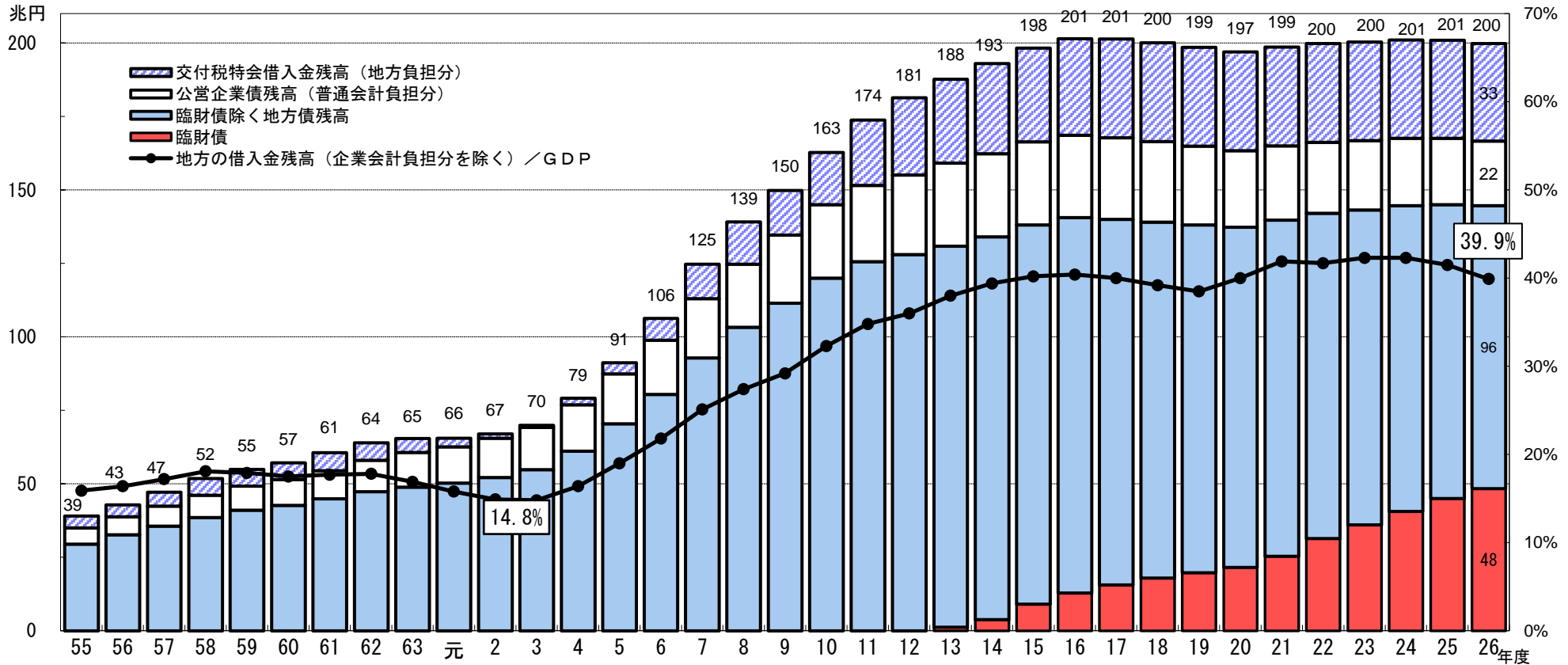
○ 近年は巨額の財源不足が続いている状況。



※ ()は折半対象財源不足額。

地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政は、26年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。



- ※1 地方の借入金残高は、平成24年度は決算ベース、平成25年度は実績見込み、平成26年度は年度末見込み。
- ※2 GDPは、平成24年度は実績値、平成25年度は実績見込み、平成26年度は政府見通しによる。
- ※3 表示未満は四捨五入をしている。

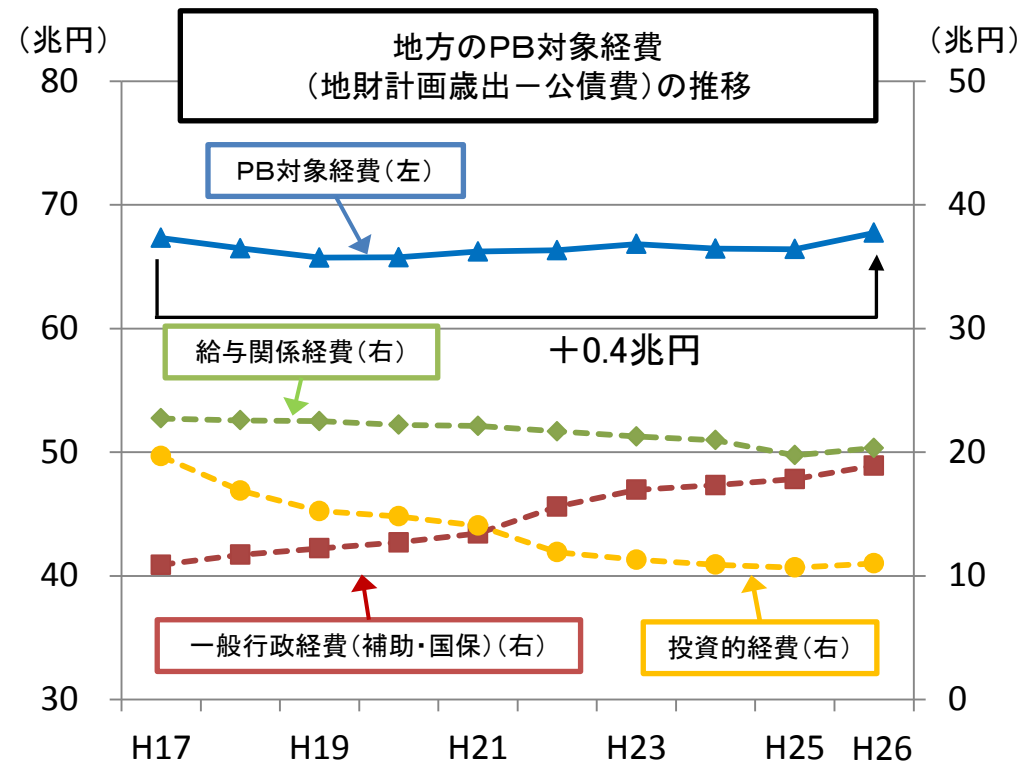
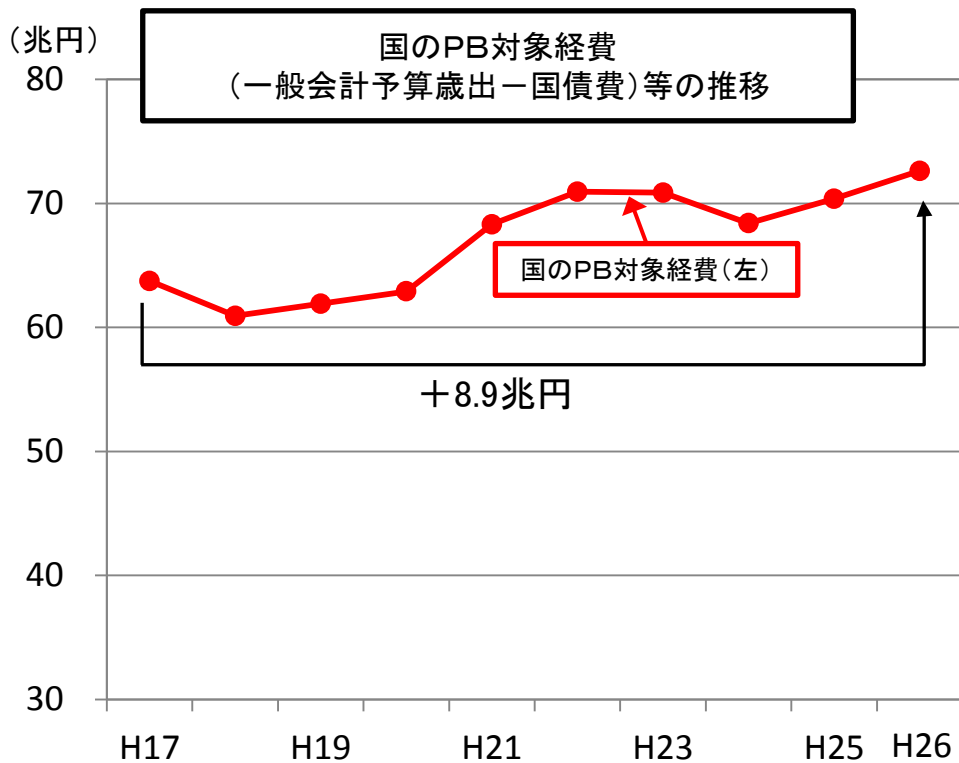
(参考) 公営企業債残高 (企業会計負担分) の状況

(単位：兆円)

年度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
公営企業債残高	12	13	14	15	16	16	17	18	18	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25

国と地方のプライマリーバランス対象経費の状況

- ・ 国の基礎的財政収支対象経費（PB対象経費）は近年、社会保障関係費の増により増加傾向だが、地方は横ばい。
- ・ 地方は国の予算に基づき額が定まる社会保障等の一般行政経費（補助・国保）が増加しているものの、給与関係経費、投資的経費の縮減によりPB対象経費の増加を抑制。



【PB対象歳入(一般会計歳入-公債金)】 (単位:兆円)

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
47.8	49.7	57.5	57.7	55.3	48.0	48.1	46.1	47.1	54.6

【PB対象歳入(地方財政計画歳入-地方債)】 (単位:兆円)

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
71.5	72.3	73.5	73.8	70.7	68.6	71.0	70.7	70.8	72.8

地方のプライマリーバランス・債務残高の実態

- ・ 地方は、国と異なり、金融・経済・税制等の広範な権限を有していない。
- ・ そのため、地方は赤字地方債（臨時財政対策債等）を国が設定した枠内でしか発行できず、収支均衡を図るには、歳出の削減が基本。
- ・ その結果、地方の財政赤字や債務残高は国よりも大幅に小さい。諸外国でも同様の傾向。

<国・地方の対GDPプライマリーバランス国際比較（H22～24平均）> <国・地方の対GDP債務残高国際比較（H24）>

	中央政府	地方政府
日本	▲6.2%	0.5%
イギリス	▲5.5%	▲0.0%
フランス	▲3.1%	▲0.1%
イタリア	▲1.3%	▲0.2%

中央政府 A	地方政府 B	B/A
190.0%	47.0%	0.25
99.2%	5.9%	0.06
92.3%	10.3%	0.11
131.7%	12.6%	0.10

・先進諸外国（単一制国家）でも地方のPBはほぼ均衡。

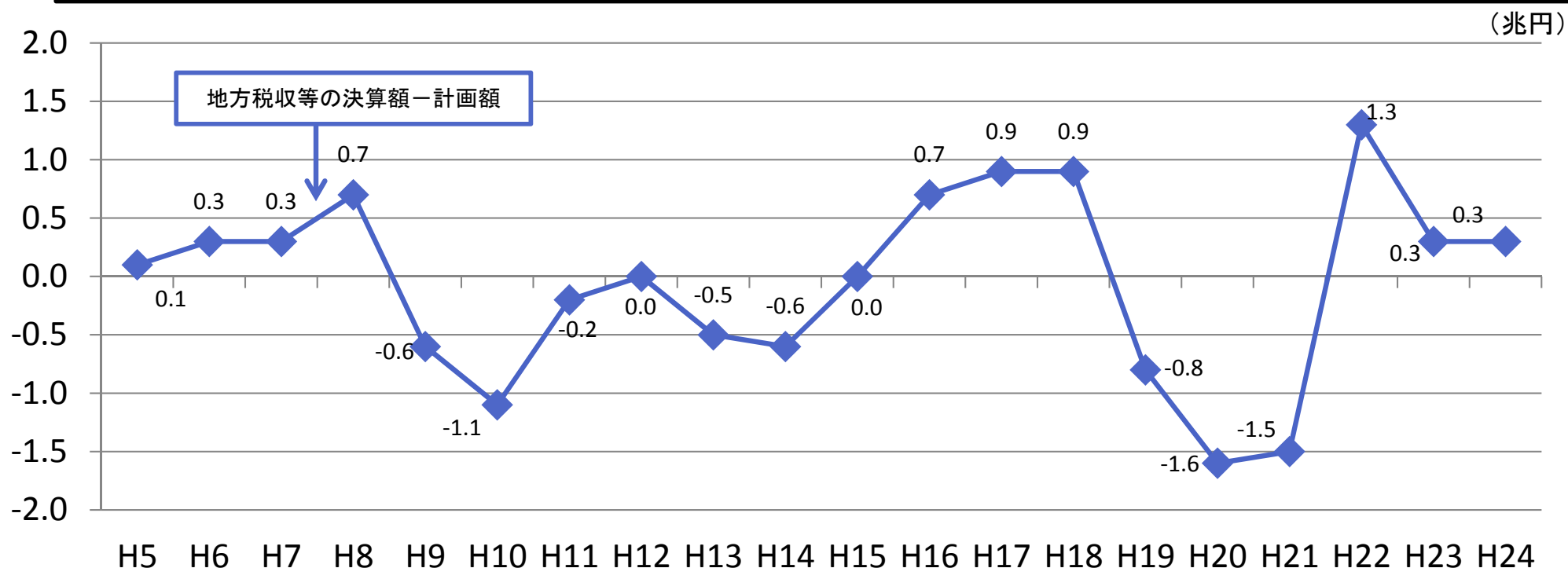
・我が国の地方の債務残高対GDP比は、他の先進諸外国と比較して高水準。

・他の先進諸外国では地方政府の債務残高対GDP比は中央政府の1/10程度だが、我が国では1/4程度。中央政府の債務残高対比でも我が国の地方政府の債務残高は高水準。

（出典） OECDデータ、内閣府「国民経済計算」より作成。

地方税及び地方譲与税(決算－計画) の推移

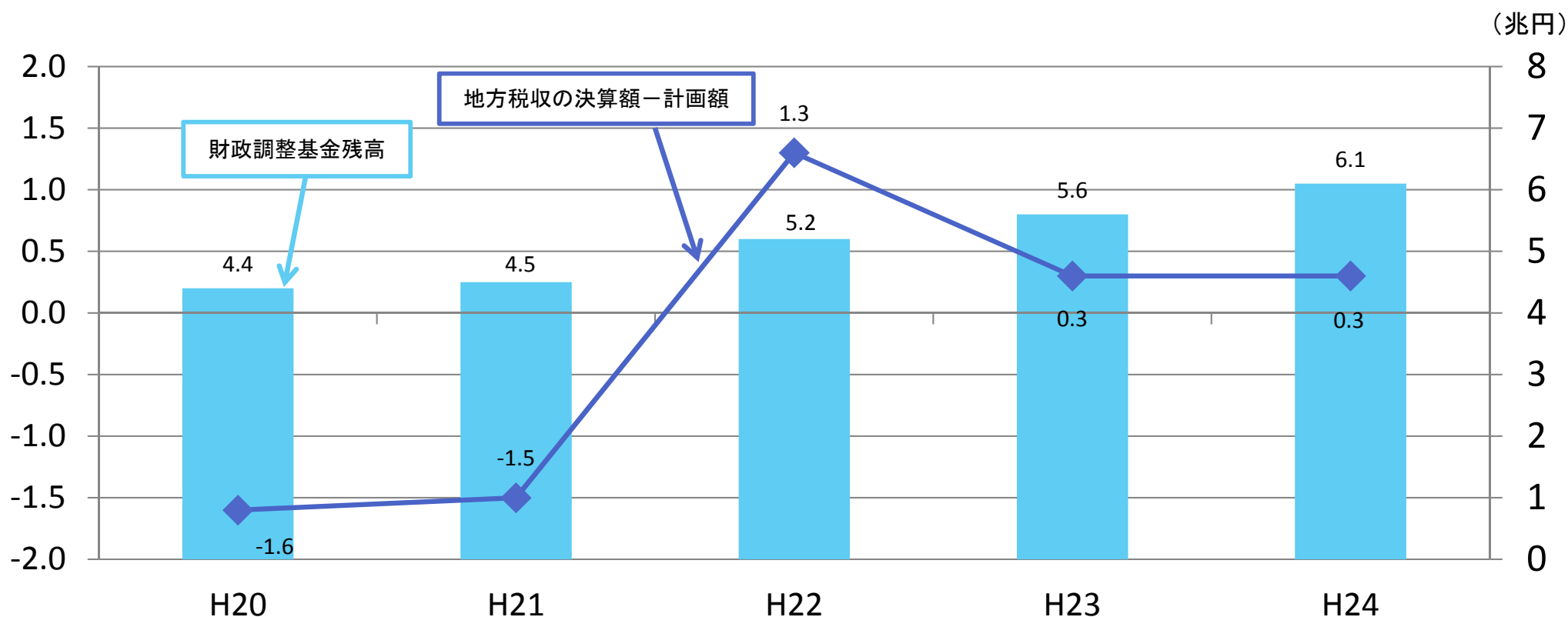
- 各年度における地方税収等の決算額と地方財政計画の乖離は過大・過小様々であるが、中長期的には過大・過小は概ねトントン。



地方税収 の決算額 －計画額	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H5 ～ H24 計	H15 ～ H24 計
		0.1	0.3	0.3	0.7	△0.6	△1.1	△0.2	0.0	△0.5	△0.6	0.0	0.7	0.9	0.9	△0.8	△1.6	△1.5	1.3	0.3	0.3	△1.1

地方税及び地方譲与税(決算一計画) と財政調整基金の推移

近年の財政調整基金の増は、リーマンショック時の収税の計画割れが非常に大きかったことをも踏まえ、将来、同様のことがおきた場合に備えて、収税回復による計画上振れ分は、その年度に活用するのではなくできる限り基金に積み立てようという財政運営の年度間調整の取組の現れ(その他の特殊要因については参考参照)



(参考)また、H20—H24の財政調整基金残高の増加額(1.7兆円)のうち、約57%は今後、交付税の減が見込まれる合併団体と復興特別交付税の精算に備える必要のある被災団体の増。さらに、約13%は特定目的基金から財調基金への振替等の特殊事情を有する特定の2団体の増。

2. 地方の歳出について

地方財政計画（通常収支分）の歳出の内訳

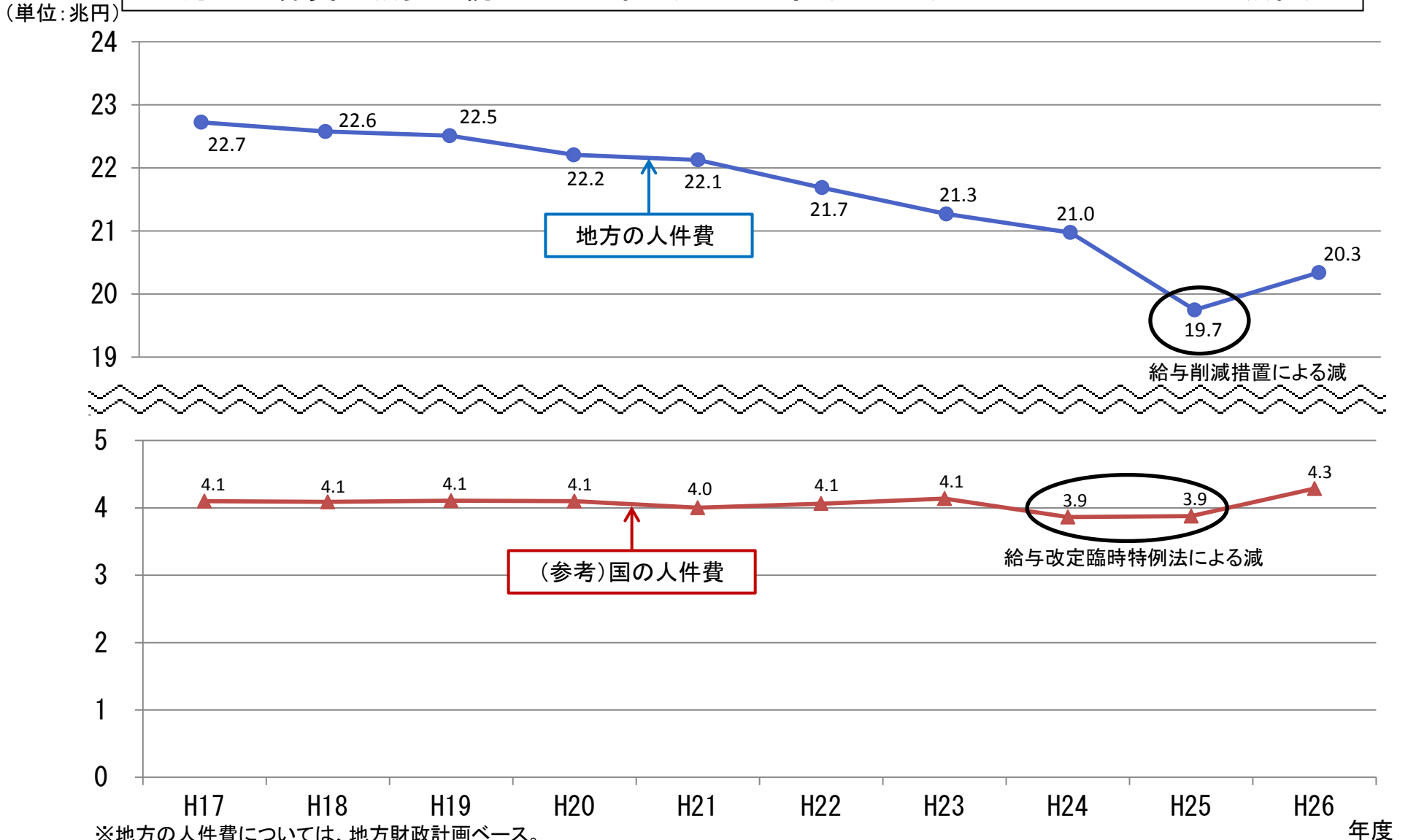
- ・ 国庫補助関連事業（約30.6兆円）、国が法令等で基準を設定しているもの（警察官や高校教員数など）、国が法令でその実施を義務付けているもの（戸籍、保健所、ごみ処理など）が、地方一般歳出の大部分を占めている。

地方財政計画（平成26年度）【83兆3,607億円】

		補助	国費	地方費	注
補助等 56.9%	給与関係経費 203,414	57,000	15,598	41,402	小中学校教職員等 (単位：億円) 地方警察官 20,792 消防職員 12,198 高校教職員 16,950
		地方単独 146,414		49,940	
	一般行政経費 332,194	補助 173,976	77,750	96,226	生活保護、介護保険（老人ホーム、ホームヘルパー等）、 後期高齢者医療、障害者自立支援 など
		地方単独 139,536	国の事業団等への出資金等 2,341	137,195	
直轄事業負担金 5.3%	投資的経費 110,035	国保・後期高齢者 15,182		地方費	警察・消防の運営費、ごみ処理、道路・河川・公園等の維持管理費、 予防接種、乳幼児健診、義務教育諸学校運営費、私学助成、 戸籍・住民基本台帳 など 都道府県財政調整交付金、保険基盤安定制度（保険料軽減分）、 国保財政安定化支援事業
		地域の元気創造事業費 3,500		地方費	
		地域経済基盤強化・ 雇用等対策費 11,950		地方費	
補助 47.2%	公債費 130,745	直轄・補助 (公共事業等) 57,756	直轄事業負担金 5,820	国費 26,631	投資的経費(単独)はH17→H26の10年間で半分に縮減
		地方単独 52,279		地方費 25,305	
補助 47.5%	公営企業繰出金 25,612		企業債の元利償還に係るもの 16,132		清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、 公立高校 など (注) その他には、小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、 道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や 補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関係する 事業も含まれる。
		その他 19,657	上記以外 9,480		

地方の人件費の推移

地方の人件費は減少が続いている。（ピーク時（H14）から▲14.3%の減。）



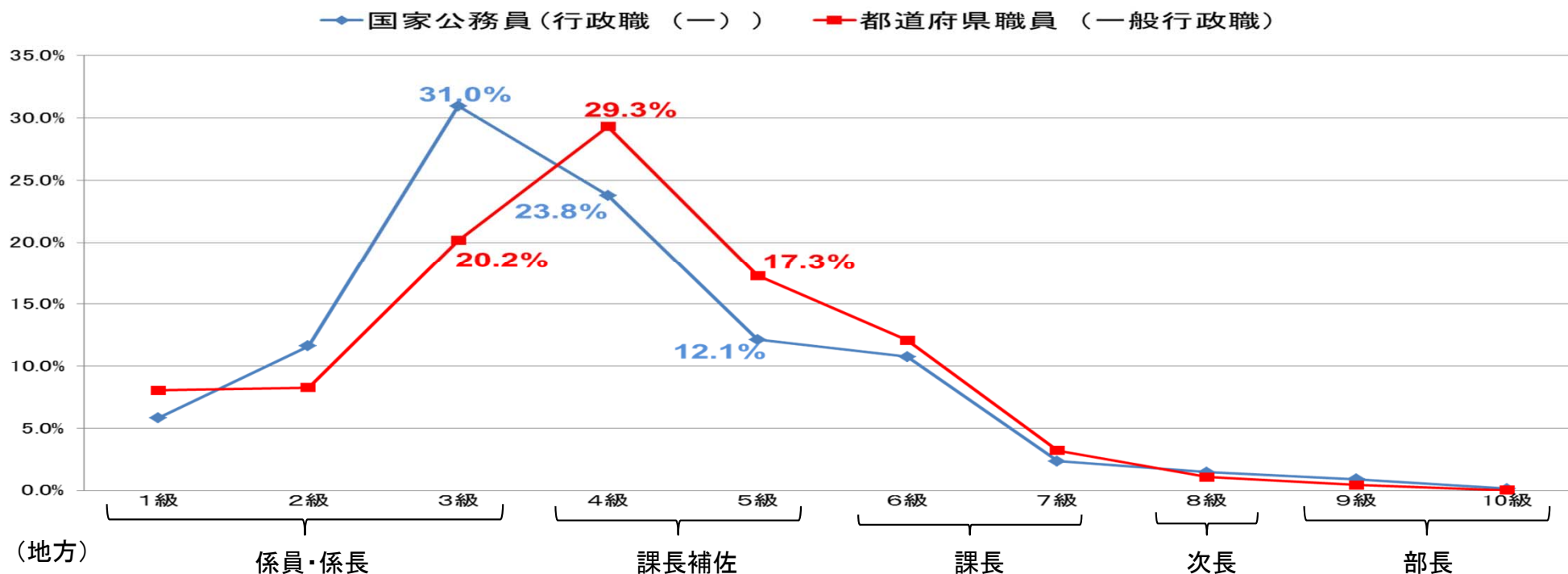
※地方の人件費については、地方財政計画ベース。

※国の人件費については、財務省HP(昭和57年度以降一般会計歳出予算使途別分類)より作成。(平成26年度を除き、各年度とも補正後予算)

地方公共団体における級別職員構成について

【現状】

- 国と都道府県の級別職員構成を比較すると都道府県の方が上位級に偏っている。



- 級別職員構成は都道府県毎にばらつきが大きい。例えば、5級(総括課長補佐)以上の職員の割合が、国を大きく上回る団体もあれば、国を下回る団体もある。

(5級以上の割合)

<5級以上の割合が高い上位3団体>

千葉県	神奈川県	静岡県
49.8%	45.4%	44.0%

<5級以上の割合が低い下位3団体>

高知県	鹿児島県	奈良県
17.1%	21.0%	22.0%

<参考>

国
27.8%

【当面の対応】

- 平成26年4月に成立した改正地方公務員法においては、以下の事項を地方公共団体に義務付け。
 - ① 地方公務員の各職務を給料表の各等級に分類する際の基準(等級別基準職務表)の条例化
 - ② 等級別・職名別の職員数の公表

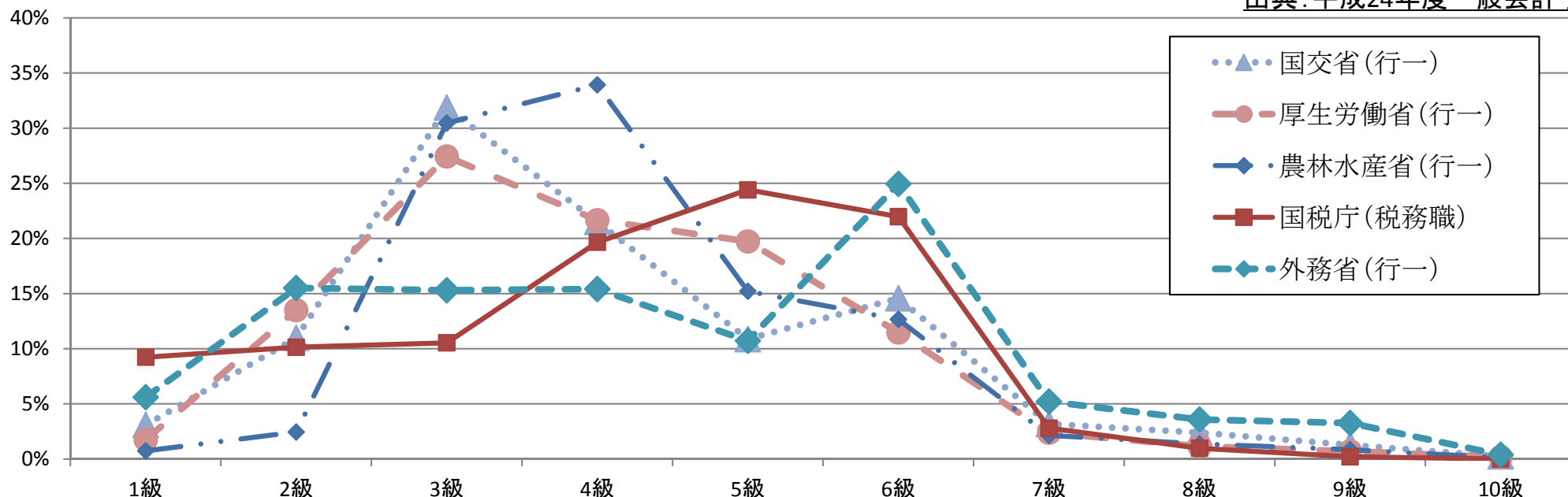


①・②により、議会審議・住民チェックを通じた職務給原則の一層の徹底を図ることにより、職務給原則を逸脱した運用について適正化を推進。また、総務省においても、関係地方公共団体に対し、適切に助言。

【参考1】各府省別の級別職員構成

- 国の級別職員構成は各府省毎に異なっている(下図参照)。このばらつきの要因は明らかでない。
- 国の級別職員構成は、各府省ごとに異なる級別職員構成の合成値。したがって、国の級別職員構成を都道府県の級別職員構成に機械的に当てはめて比較することは適切とはいえない。

出典:平成24年度一般会計予算書



- 【参考2】集中改革プランによる定員削減(新規採用抑制)で地方は国を上回る純減を実現しているが、これにより下位級の職員構成が減少している面にも留意が必要。

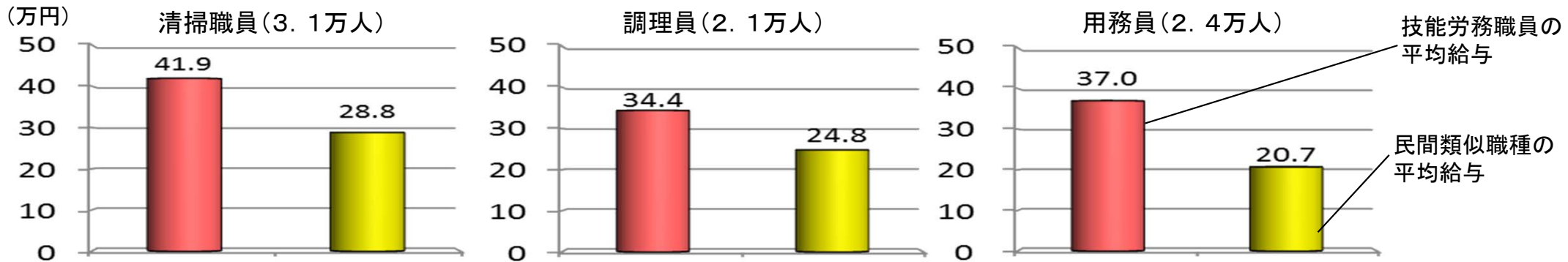
技能労務職員の給与関係経費について

財務省が技能労務職員の比較対象として提案している民間の清掃員等の平均給与月額、厚生労働省の賃金センサスの値であるが、この値には、技能労務職員と雇用形態・勤務形態の異なる労働者（例えば、非正規労働者・パートタイマーなど）のデータが含まれているので単純に比較すべきものではない（下図参照）。

○ 職員数

- ・ 地方団体の技能労務職員数は、平成10年から平成25年までの間で約17万人（約60%）の減少。
- ・ ただし、国の技能労務職員は運転手がほとんどだと思われるが、地方団体の技能労務職員は清掃職員、給食調理員など住民に直接的な行政サービスに携わるものが多く、適切な民間事業者の有無、退職者数と委託コストとの関係などについて考慮が必要。
- ・ 地財計画における技能労務職員の給料単価は、国の行(二)の給与水準並みに割落として計上。
- ・ この行(二)の給与水準は、民間の給与水準も勘案して設定。

<財政制度審議会資料(抄)>

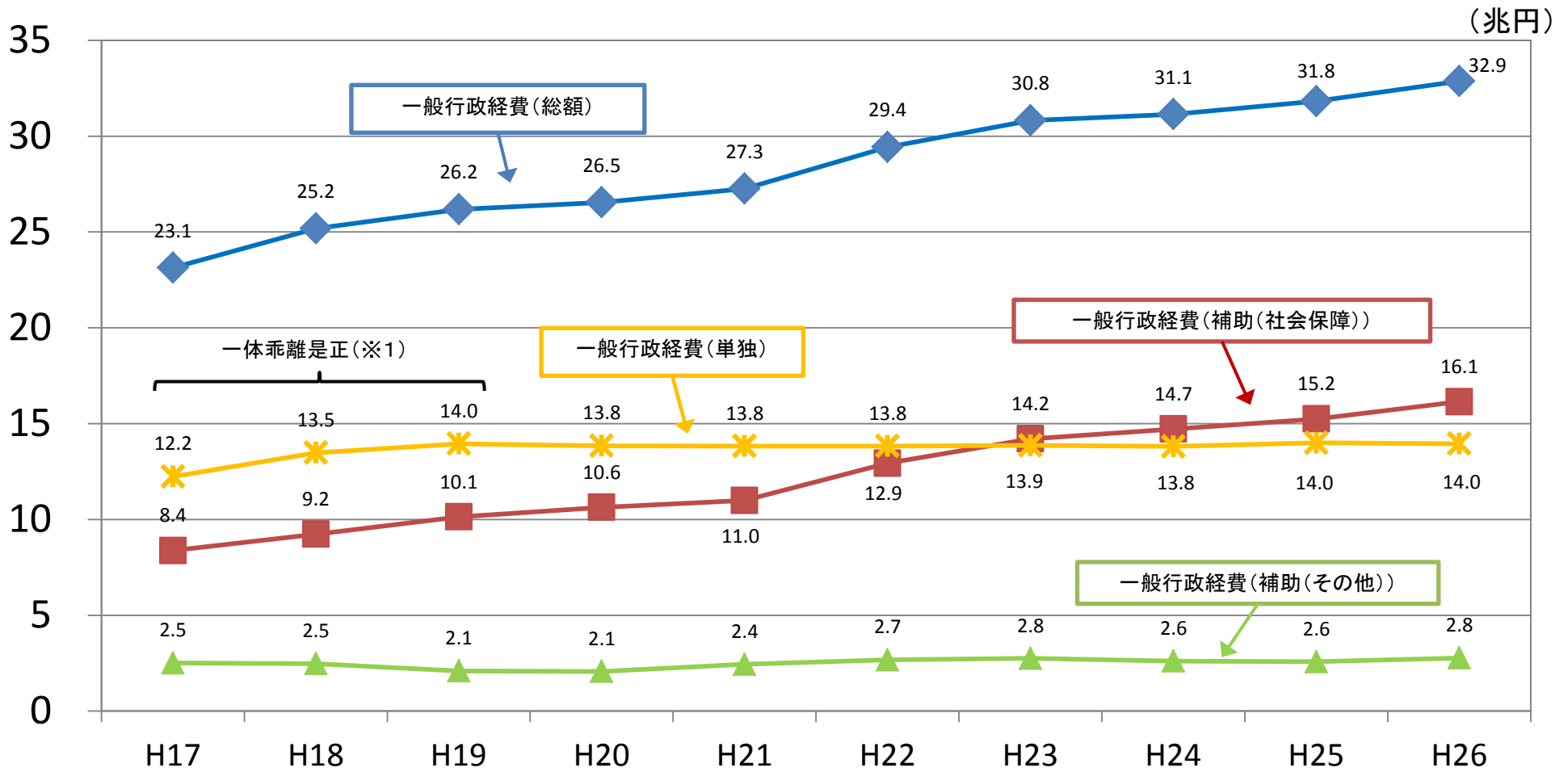


(※1)技能労務職員の平均給与月額は、「平成24年地方公務員給与実態調査」(総務省)より、民間類似職種の平均給与月額は、「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の直近3ヶ年平均による。

(※2)「賃金構造基本統計調査」のデータは、年齢、業務内容、雇用形態等の点において技能労務職員データと完全に一致しているものではない。

一般行政経費の分析

- 一般行政経費の増加要因は主に社会保障に関する国庫補助事業の増。
- 一般行政経費(単独)はほぼ横ばい。



※1 平成17~19年度にかけて、決算対比計画額が過小であった一般行政経費(単独)の加算をする一方、投資的経費(単独)の縮減を同時に実施。

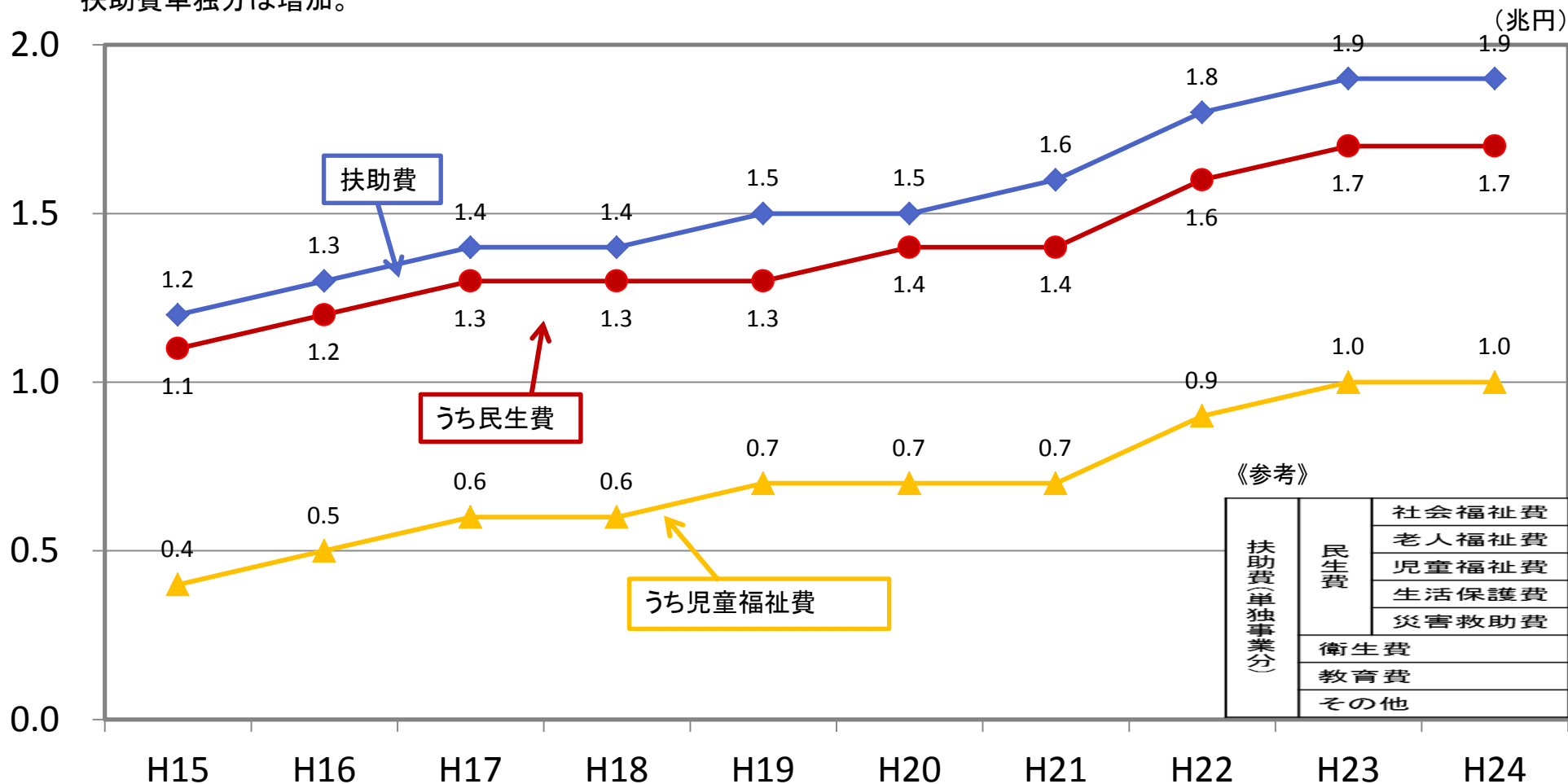
※2 一般行政経費のうち、地域の元気創造事業費を除く。

※3 一般行政経費(補助(社会保障))は、一般行政経費のうち、生活保護費、児童保護費、障害者自立支援給付費、介護給付費、児童手当(子どものための金銭給付交付金)、老人医療給付費、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費、保育緊急確保事業費補助金の合計額の推移を示したものの。

扶助費（単独分）の推移（決算ベース）

扶助費単独分（決算ベース）については、児童福祉費を中心に全体的に近年増加傾向。

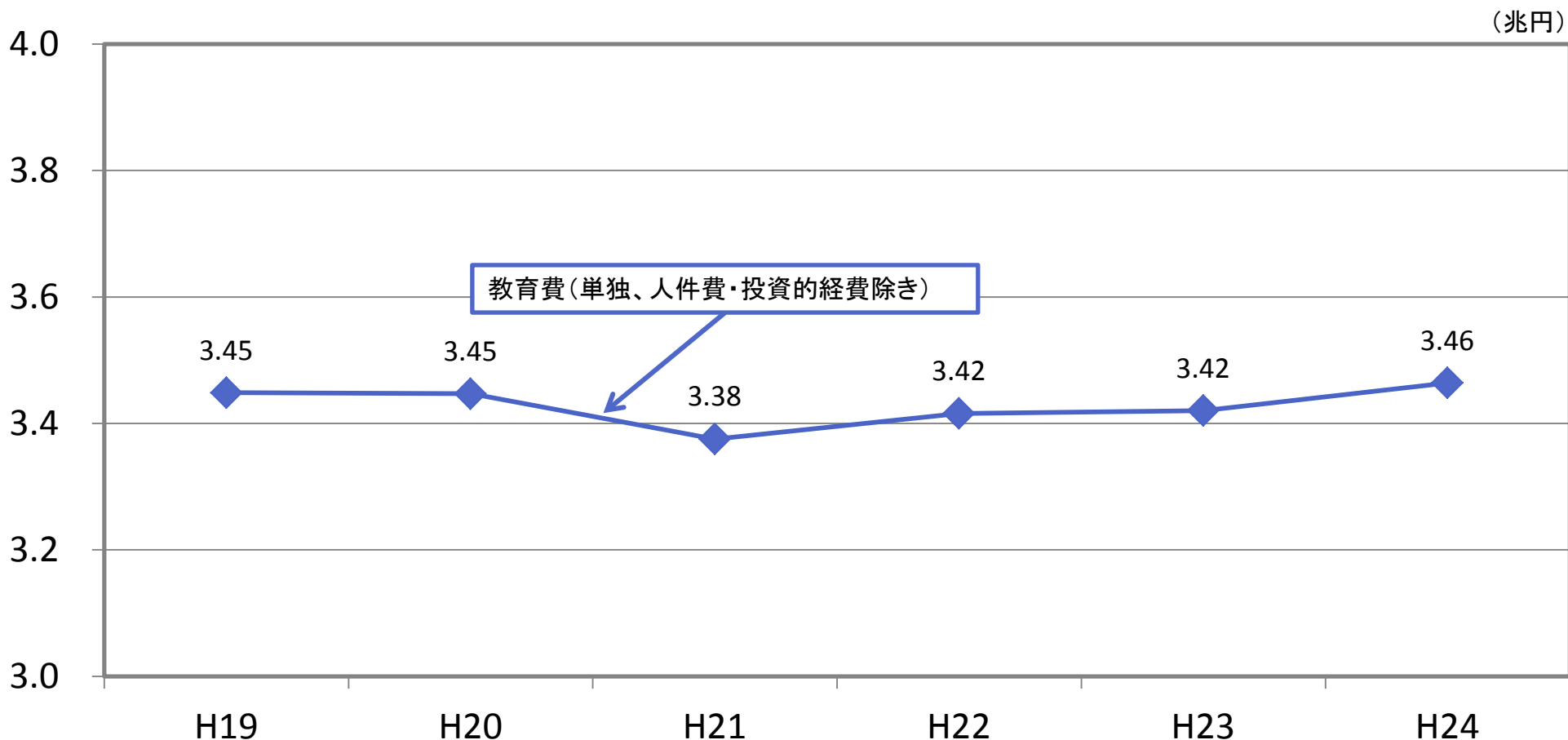
※ 公立保育所数が減少していることをとらえて、一般行政経費単独事業を減額すべきとの主張があるが、児童福祉費に係る扶助費単独分は増加。



教育費（単独分、人件費・投資的経費除き）の推移（決算ベース）

教育費に係る単独事業費（人件費・投資的経費除き、決算ベース）は近年概ね横ばい。

※ 公立小中学校・高等学校数が減少していることをとらえて一般行政経費単独事業を減らすべきとの主張があるが、教育費に係る単独事業費（人件費・投資的経費除き）は横ばい。



一般行政経費に係る地方財政計画額と決算額の差(決算額－計画額)と歳出特別枠の関係

一般行政経費の決算額(調整後)は、地方財政計画ベースの一般行政経費の額(調整後)と歳出特別枠の合計値と概ね同水準となる。

※ 一般行政経費(決算額)は平成19年度以降大きく増加しているが、この主な要因は、(1)児童手当の拡充や生活保護の増等による扶助費の増(+3.8兆円程度)、(2)国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度への支出金の増等による補助費・繰出金(公営企業分を除く)の増(+2.5兆円)。

(単位:兆円)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
決算額(調整後※1) ①	22.7	23.0	23.1	23.6	24.3	27.8	29.4	30.9	30.6	31.0
計画額(調整後※2) ②	18.9	19.5	20.6	22.2	23.3	26.5	28.4	28.5	28.7	29.5
歳出特別枠 ③	—	—	—	—	—	0.4	0.9	1.4	1.5	1.5
乖離額(調整後) ①－(②＋③)	3.8	3.5	2.5	1.4	1.0	0.9	0.1	1.0	0.4	0.0

H16～H19の乖離縮減額2.5兆円のうち、2.0兆円はH17からH19に実施したいわゆる一体的乖離是正(※3)による縮減額

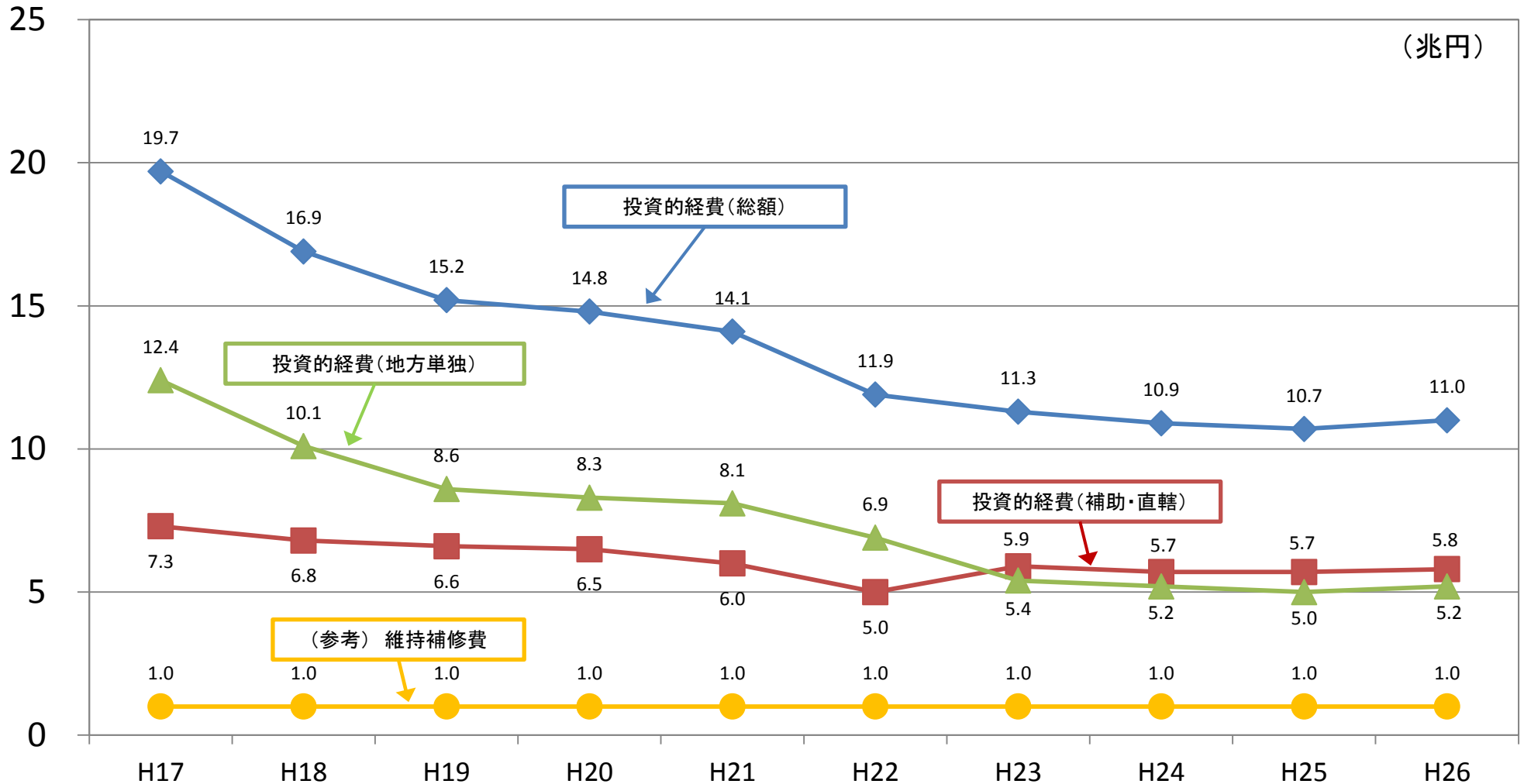
※1: 決算額については、決算から控除される翌年度への繰越額の加算等の補正を実施し、年度内貸付金を控除。

※2: 計画額については、決算には反映されている補正予算分の加算等の補正を実施し、年度内貸付金を控除。

※3: 平成17～19年度にかけて、決算対比計画額が過小であった一般行政経費(単独)の加算をする一方、投資的経費(単独)の縮減を同時に実施。

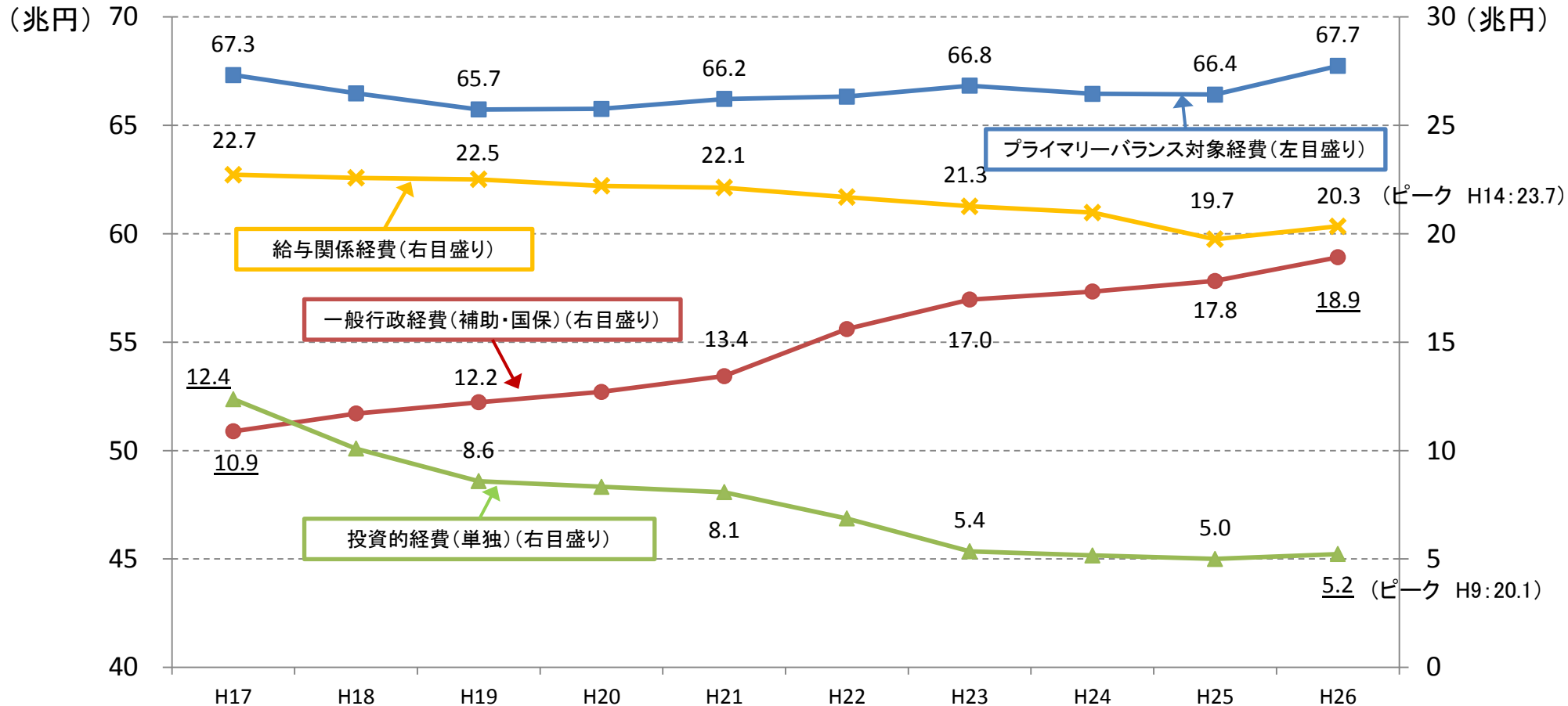
投資的経費等の分析

- 投資的経費は単独を中心に減少傾向から近年は横ばい。また、維持補修費も横ばい。
- 今後、インフラ更新等の老朽化対策のニーズが高まることが想定される。



地方歳出の分析（まとめ）

- 近年の地方歳出は、国の予算に基づき額が定まる一般行政経費（補助・国保）の増を、地方の裁量の余地が大きい投資単独や、内部管理費である給与関係経費の削減で吸収するという構図。
- 給与関係経費はH14をピークにH26まで12年連続（注）で減少（▲14%）、投資単独もH9をピークにH25まで16年連続で減少又は横ばいとなっており、H26はピーク時対比1/4程度の水準。 （注）H25の給与の特例減額の影響を除く。
- 一般行政経費（補助・国保）の増を、給与関係経費・投資的経費（単独）の減で吸収するという構図は継続困難。



※ 一般行政経費(補助・国保)とは、一般行政経費(補助)及び国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費の合計額を示す。

地方財政計画と決算の比較(決算一計画)

- 地財計画は標準的な歳入・歳出に基づいて作成するもの。例えば、歳出を標準以下に抑制すれば、新たな施策の財源を生み出すことが可能であり、地方の努力を促す仕組みがビルトイン。
- 決算・計画の乖離を精算する場合、このような地方の努力を促す機能が損なわれるおそれ。
- 決算と計画の乖離については、項目によって過大・過小様々。したがって、決算と計画の乖離を論ずる場合に、一部の項目のみを取りだして議論することは不適切であり、全体を議論すべき。

※ 例えば、一般行政経費等は決算額が計画額を上回っているが、このようなケースについても精算すべきなのか。

【決算額一計画額】

(単位:兆円)

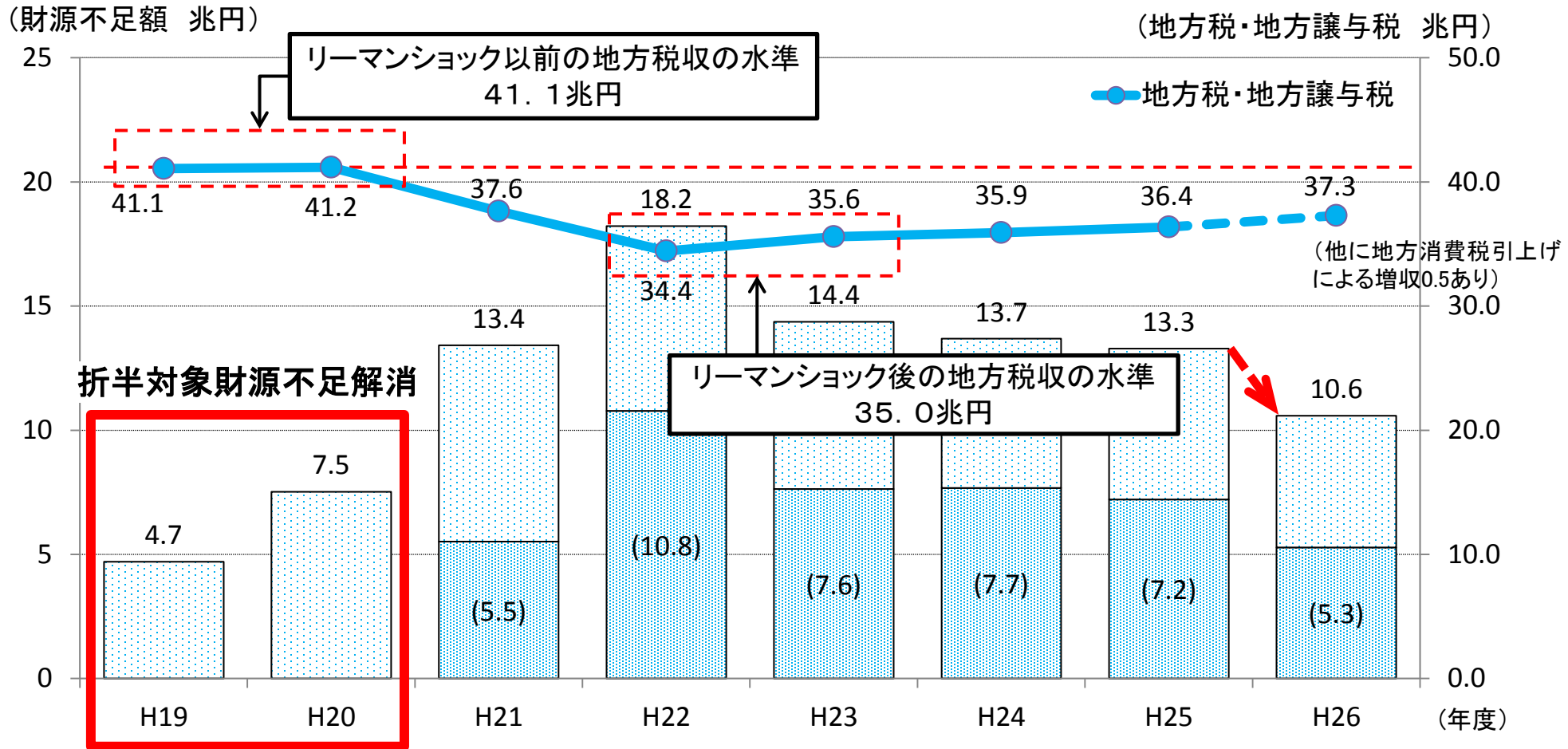
	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
一般行政経費	3.8	3.6	2.5	1.4	0.9	1.4	1.0	2.4	1.9	1.6
維持補修費	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
公営企業繰出金	0.4	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.5	0.5	0.5

※決算額については、計画には計上されない年度内貸付金の控除、決算から控除される翌年度の繰越額の加算等の補正を実施。

※計画額については、決算には反映されている補正予算分の加算等の補正を実施。

3. 地方の歳入について

リーマンショック前後の地方税収と別枠加算の見直し



※ ()は折半対象財源不足額。

経済再生にあわせ、平時モードへの切替えを進める必要があることから、地方税収の回復の状況を踏まえた別枠加算の見直しを行った。(別枠加算 H25:9,900億円→H26:6,100億円)

臨時財政対策債の新規発行額、元利償還額及び累積残高

	新規発行額	元利償還額	(参考)累積残高
H13	14,488	0	12,269
H14	32,261	541	38,418
H15	58,696	838	91,035
H16	41,905	1,951	128,551
H17	32,232	6,096	156,557
H18	29,072	8,272	179,445
H19	26,300	10,066	197,392
H20	28,332	12,522	215,746
H21	51,486	14,533	253,654
H22	77,069	16,789	314,110
H23	61,593	18,613	360,516
H24	61,333	21,159	406,044
H25	62,132	24,259	450,040
H26	55,952	27,911	484,357

※新規発行額、元利償還額はすべて地財計画額

※累積残高は、平成24年度までは決算額、平成25年度、平成26年度は、平成24年度までの決算額をもとに、平成25年度及び平成26年度の地財計画における新規発行額及び元金償還額から推計

平成26年度与党税制改正大綱(地方法人課税の偏在是正)

[消費税率8%段階]

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化

1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[]:制限税率

(都道府県分) 5.0% [6.0%] → 3.2% (△1.8%) [4.2%]
 (市町村分) 12.3% [14.7%] → 9.7% (△2.6%) [12.1%]

[影響額]
 約0.5兆円
 (25地財計画ベース)

2. 地方法人税(仮称)の創設

- ・ 法人住民税法人税割の引下げ分を規模とする国税(国が賦課徴収)
- ・ 法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)
- ・ 税込額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化

- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

[消費税率10%段階]

- 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

法人関係税収の国・地方間の配分

<法人実効税率(国+地方)=35.64%>

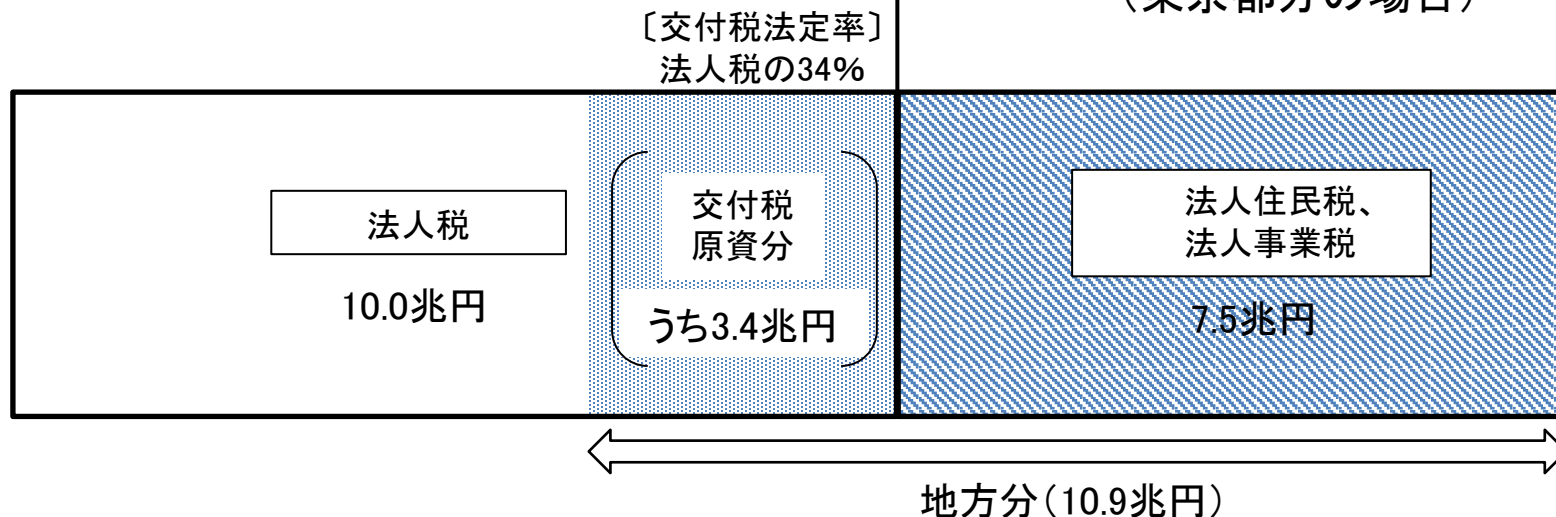
(H26 予算・計画ベース)

【 国 税 】

【 地方税 】

<法人実効税率(国)=23.71%>

<法人実効税率(地方)=11.93%>
(東京都分の場合)



※26年度予算・地財ベース。標準税率の場合の実効税率は、国+地方:34.62%、地方:10.83%。

※税収には法人実効税率にカウントされない法人住民税均等割、法人事業税付加価値割、資本割を含む。

法人実効税率1%の減で国・地方合計で約4,700億円の減(財務省試算)

法人課税の改革にあたって①

平成26年1月20日
経済財政諮問会議麻生議員提出資料

1. 産業政策を踏まえた検討

経済の再生を実現するため、立地環境の改善や、企業の競争力の強化を図り、雇用や所得の拡大につなげていく必要。こうした観点から、以下の2点をはじめとする産業政策のあり方について大胆な検討を行う中で、法人課税について検討。

○ 対日投資促進の観点

- グローバル企業の進出しやすい立地環境を作るためには、英語環境、事業活動コスト、労働市場改革ほか総合的な対策が必要。
- 立地選択で重要なのは市場の成長性。規制改革等を徹底して、伸びゆく市場を作り出す取組みが必要。
- どのような産業や投資形態を呼び込むのか。日本企業との関係も踏まえた検討が必要。

○ 日本の産業構造の観点

- 日本の雇用を支える、望ましい産業構造とはどのようなものが展望する必要。呼び込むべき産業や投資形態の検討のためにも必要。
- 足元の課題は、企業の生産性を改善し、収益力を高めること。このために企業にどのような行動を求めるべきか。これまでは製造業を中心に設備投資を促し、生産性の向上を図ってきた。しかしながら、日本の産業構造は非製造業へ大きくシフト。サービス業などの非製造業の生産性を改善するための政策を検討する上で、どのような企業行動を求めるべきか、分析が必要。

(参考)平成23年度法人税収約9.4兆円のうち、製造業の法人税納付額は約2.5兆円(26%)

法人課税の改革にあたって②

2. 財政の健全化の観点からの検討

- 法人実効税率1%当たりの税収は約4,700 億円(26 予算)。
10%引き下げれば、税収全体の1割に当たる約5兆円の減収。
- これだけの減収を伴う税率引き下げを財源の確保なくして行うことはできない。
(参考)平成26 年度予算(一般会計)
歳出 95.9 兆円、税収 50.0 兆円、公債金 41.3 兆円 公債依存度 43.0%
- 社会保障と税の一体改革は、社会保障を借金で行わず、財源を確保して行うとの考え方で行うもの。法人課税の改革も、これと同様の考え方に立つ必要。
- 巨額の財源を確保するためには、政策税制の抜本的見直しを含めた徹底的な課税ベースの拡大のみならず、他税目での増収策が必須。

法人税改革の論点について

平成26年3月12日 税制調査会
(第1回法人課税DG)大田弘子委員提出資料

1. これまでの議論を踏まえて、次の点を出発点にしてはどうか

(1)法人税改革の目的を明確にして取り組む

- ・国内外の企業が日本に立地する魅力を高めることで、将来の雇用が生まれる
- ・法人税は、投資や配当や賃金を通して家計に結びついている
- ・企業の国際競争力を高め、国内への企業所得の還流を増やす

(2)法人税の税率引き下げが必要である

- ・日本の法人税率は国際相場に照らして高い
- ・法人税収への依存度が高い

(3)法人税の構造改革により、企業活動や業種に対して中立で簡素な法人税にする

- ・課税ベースを拡大して広く薄い税にすることで、新産業や新規開業が起こりやすくなり、産業の新陳代謝が促される

(4)単年度・法人税の枠内だけではなく税収中立をはかる

- ・単年度ではなく中期的に税収中立をはかる
- ・法人税の枠内ではなくより広い税目で税収中立をはかる
- ・国税の枠内ではなく地方税も含めて税収中立をはかる

2. 法人税の構造改革のためには、課税ベースの拡大が不可欠である。企業の選択を歪めない公平な税にするために、とくに次の点を見直すべきではないか

- (1)租税特別措置はゼロベースで見直すべきではないか
- (2)減価償却制度や繰越欠損金制度を見直して課税ベースを拡大することが必要ではないか
- (3)一部の黒字法人に税負担が集中する要因を検証し、歪みがあれば是正すべきではないか

3. 地方法人課税について望ましいあり方を検討すべきではないか

- (1)地方税は行政サービスの費用を分担するものであり、法人への過度の依存は望ましくないのではないかと。また、法人間でも、より広く分担すべきではないか。
- (2)地方税収の偏りや不安定を改善するため、法人税改革と地方税改革はあわせて検討することが必要ではないか

4. 目標や行程を考えながら議論すべきではないか

以上

地方法人課税の論点

平成26年4月24日 税制調査会
(第4回法人課税DG)提出資料

1. 行政サービスの費用を分担する地方税の趣旨に照らして、また地方税収の安定性を高めるために、法人事業税における付加価値割の比重を高めるべきではないか。あわせて、より簡素な税にして、納税者の事務負担を軽減することが必要ではないか
2. 法人事業税の外形標準課税は現在資本金1億円超の企業(全法人の1%)だけを対象としているが、行政サービスの費用を広く分担するために、対象を広げるべきではないか
3. 地方税負担における応益性の強化や、税収の偏在性の是正、税収の安定性の確保の観点から、法人住民税均等割の増額を検討すべきではないか。その際、資本金等の額と従業員数を基準とする仕組みも再検討が必要ではないか
4. 費用を広く分担する観点から、地方法人課税だけではなく、固定資産税や個人住民税のあり方も含めて検討すべきではないか
5. 地域密着型のサービス産業の生産性を高めることは日本経済及び地域経済の重要な課題である。この観点から、地方税においては生産性が高い事業者にのみ負担が及ぶことがないよう応益性を高めることが必要ではないか
6. 事業税と固定資産税等は、法人税の課税所得算定上、損金算入が認められており、地方における超過課税や減免等により国税の課税ベースが変動するなどの問題点がある。実効税率が上がらないように調整のうえ、損金算入の措置を止めるべきではないか